

ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

1. ビワマス遊漁制度の経緯

- 平成 18 年以降、ビワマスの引縄釣遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念された。
- 当委員会では、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、委員会指示により、平成 20 年 12 月から引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制を導入。
- 5シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、ビワマス資源の維持を目的として平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始。
- 同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月に人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から、12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮。
- 遊漁者数が依然増加傾向のため、R2-3シーズンからは持ち帰り尾数制限（1 承認 1 日当たり 5 尾まで）を設けた。
- 近年の採捕量は下図のとおり。直近（R3-4シーズン）の遊漁による採捕量は、プレジャーボート使用者 13.3 トン、遊漁船業者 8.3 トンとなり、合計 21.6 トン。
- R4-5シーズンからは遊漁者数を前年並に制限する措置および船上でのキープ尾数制限(5尾まで)を追加し、更なる資源利用の抑制を図っている。

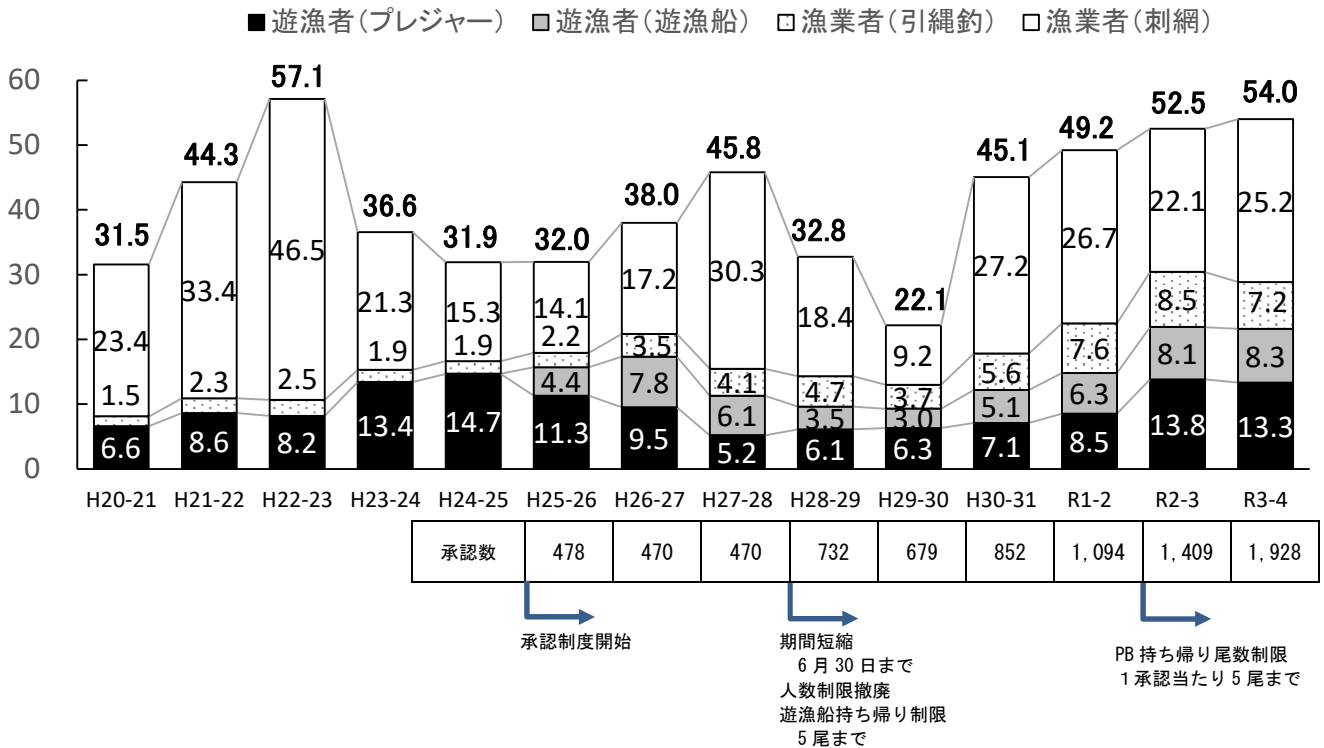


図1 漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移(トン)

2. ビワマス資源量と採捕量の推移

- 令和4年（2022年）5月時点の資源量は214トンと推定され、近年では最も高水準にあった。
- 最新の資源評価では、資源量は豊富かつ漁獲圧が適正であると判断された。

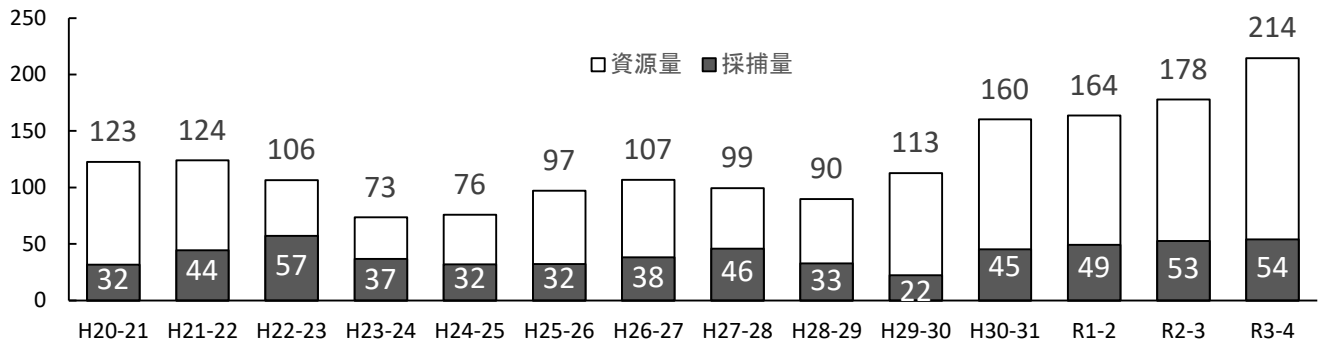


図2. ビワマス資源量と採捕量 (トン)

3. プレジャーボート使用者の状況

○採捕状況報告とりまとめ (速報値)

	R2-3	R3-4	R4-5 (速報値)
承認数	1,409人	1,928人	2,097人
報告者数 (実数)	1,360人	1,865人	2,023人
釣行者数 (実数)	1,065人	1,498人	1,638人
釣行率	78.3%	80.3%	81.0%
1人当たり平均釣行日数	5.1日	4.8日	4.2日
1人1日当たり採捕尾数	4.5尾	3.8尾	3.5尾
1人1日当たり持ち帰り尾数	2.7尾	2.5尾	2.6尾
報告率	96.5%	96.7%	96.4%

- 承認申請者数は、2,097人となり、これまでで最多。
- 釣行者数（実際に釣りに行った人）の割合は81%。
- 1人1日当たりの採捕尾数は3.5尾で昨シーズンとほぼ同等。

○指導取締の状況 (R4.12~R5.9)

- 未承認等、違反が疑われる情報提供件数 6件
- 漁業指導取締船等によるプレジャーボート、遊漁船業者確認 延べ101隻 (6回巡回)
 - 未承認 0件
 - 承認旗不携帯 0件
 - 遊漁期間違反 (プレジャーボート使用者) 1件 (※7月に釣行を現認)
 - 持ち帰り尾数確認 (聞き取り、現物確認) 違反確認 0件

4. R5-6 シーズンの制度について

- 資源管理方針では「MSY54 トンを達成する資源量 140 トンを維持する」こととしているため、漁業者と遊漁者をあわせた適正な最大採捕量は 54 トンが基準となる。
- R3-4 シーズンにおいてプレジャー承認数が 1,928 人の時に漁業者、遊漁者合わせた採捕量が 54 トンとなっているため、承認数は最大 1,900 人程度が適当であると考えられる。
- 最新の資源評価では漁獲圧は適正であると判断されたことから、R5-6 シーズンの承認制度は昨シーズン（R4-5）と同等とし、以下のとおりとする。

OR5-6 シーズンの制度

【承認期間】 プレジャーボート使用者：12月1日から6月30日まで 遊漁船業者：12月1日から9月30日まで
【承認数】 プレジャーボート使用者：申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とする（当日消印有効） 遊漁船：40隻以内
【保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数】 プレジャーボート使用者：承認1件当たり5尾まで 遊漁船業者：乗客1人当たり5尾まで （遊漁船業者による持ち帰りは認めない。）
【同時に用いることができる竿の本数および針の個数】 プレジャーボート使用者：承認1件当たり2本まで 竿1本当たり釣針1個（シングルフック） 遊漁船業者：1乗客当たり2本以内とし、これに2本を加えた本数以内 竿1本当たり釣針1個（シングルフック）
【ビワマスの全長制限】 全ての者：全長30cm以下のビワマスの採捕禁止

○承認基準について

- 制度の厳格化を図り、R4-5 シーズンにおいて報告期限を遵守しなかった者、指示に従わなかった者は承認しない。
章旗の返却・採捕報告が期限までになかった者：98人
委員会指示に従わなかった者：1人
- 遊漁船業者の承認基準の優先順位
 - ・2位に「前年に承認を受けた遊漁船のうち、営業実態が確認できない遊漁船」を追加。
（新規遊漁船業者の参入機会を広げるため。）
 - ・3位に「遊漁船業の適正化に関する法律第18条に基づく業務改善命令を受けた者」を追加。
（利用者の安全確保等を鑑み、適正に遊漁船業を運営している者を優先するため。）

5. 今後の予定

○漁業者および遊漁者の採捕量と資源量推定

- 遊漁者採捕量報告とりまとめ 10月末
- 漁業者漁獲量調査（水産課調べ） 10月～11月
- ビワマス資源量推定（水産試験場） 12月頃～

→ 資源への影響を評価し、制度の在り方を検討

○次シーズン（R5-6シーズン）承認事務（予定）

- 委員会指示発出 10月中旬
- 「手続きの概要」ホームページ掲載 10月中旬～
- 遊漁船業者申請受付開始 10月17日～10月31日
- プレジャーボート使用者申請受付開始 11月1日～